

営業届の書き方

【表面：許可・届出共通】		年 月 日 届出日	
様式第1号		整理番号： ※申請者、届出者による記載は不要です。	
名古屋市保健所長		営業許可申請書・営業届（新規、更新）	
食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。		営業届に ☐	
※ 以下の情報は厚生労働省が運用する「食品衛生申請等システム」に登録し、別添「食品衛生法に基づく営業許可申請、営業届出等の個人情報の取扱いについて」のとおり取扱います。不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄 ☐ ）		食品衛生申請等システムへの登録に不都合がある場合は、 ☒	
※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄 ☐ ）		オープンデータに不都合がある場合は、 ☒	
申請者・届出者情報	郵便番号： 電話番号： FAX番号： 電子メールアドレス： 申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地 (ふりがな) (生年月日) 申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名	自宅、法人の電話番号 (携帯電話も可)	住民登録している住所（法人は、登記上の所在地）
営業者	営業者を記載（法人は、〇〇株式会社 代表取締役 〇〇） 電話番号： FAX番号： 電子メールアドレス： 施設の所在地 (ふりがな) 施設の名称、屋号又は商号	店の電話番号 (携帯電話も可)	法人の場合、不要
営業施設情報	(ふりがな) 食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。 主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装 資格の種類 受講した講習会 食管・食監・調・製・栄 管栄・船舶・と畜・食鳥 都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 講習会名称 年 月	店の名前	調理師等の資格を有する場合、該当する項目に ☐ 調理師：調 製菓衛生師：製 栄養士：栄 管理栄養士：管栄 ※資格を証する書類を確認します
主な取扱食品等を記載 (例) 野菜、果物等 (例) 牛乳等	食品衛生責任者になる方の氏名	自治体の食品衛生責任者養成講習会を受講した場合、講習会の名称と受講年月日を記載 ※資格を証する書類を確認します	
HACCPの取組	業種に 指定成分等含有食品を取り扱う施設 輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	（例）八百屋、牛乳販売店、コンビニエンスストア等	
営業届出	営業の形態 備考 1 2 3 厚労省通知（営業届出業種の設定について）にある29業種のうち、代表的な業種を記載 自動車営業の場合、自動車登録番号を記載	対象となる衛生管理方法に ☒ 指定成分等含有食品を取り扱う場合 ☒ 輸出食品を取り扱う場合 ☒	
担当者	(ふりがな) 担当者氏名 電話番号	施設の概要を説明できる方の氏名、連絡先	

【裏面：許可のみ】			
申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には ☒
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。		☐
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。		☐
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。		☐
営業施設情報	☐①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） ☐②加糖粉乳 ☐⑤魚肉ハム ☐⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） ☐③調製粉乳 ☐⑥魚肉ソーセージ ☐⑨マーガリン ☐⑩添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） ☐④食肉製品 ☐⑦放射線照射食品 ☐⑩ショートニング		
	(ふりがな)		資格の種類
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要		講習会名称 年 月 日
	受講した講習会		
業種に応じた情報	使用水の種類 ☐① 水道水（☐ 水道水 ☐ ☐② ①以外の飲用に適する		
	飲食店のうち簡易飲食店営業 ☐調理を行う施設		
	ふぐの処理を行う施設 ☐		
	(ふりがな) ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理		
添付書類	☐ 施設の構造及び設備を示す図面 ☐ ☐ （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果 ☐ ☐ ☐		
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	1 年 月 日		
	2 年 月 日		
	3 年 月 日		
	4 年 月 日		
備考	営業開始予定日（新規のみ）		

※ 行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。